二　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正関係
　納付金の納付を要しない麦等として関税の譲許の便益の適用を受ける麦を追加することとした。（第一三条第四号関係）
三　施行期日
　この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇**経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三九六号）（経済産業省）

1　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「日オーストラリア協定」という。）を定めることとした。（第一条関係）
2　法第三条第五項の政令で定める経済連携協定として、日オーストラリア協定を定めることとした。（第三条関係）
3　日オーストラリア協定に係る法第五条の政令で定める期間を五年とすることとした。（第四条関係）
4　日オーストラリア協定に係る法第三〇条第一項の政令で定める期間を四五日とすることとした。ただし、オーストラリアに第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは、当該期間とすることとした。（第六条関係）
5　この政令は、日オーストラリア協定の効力発生の日から施行することとした。

◇**介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三九七号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係
1　福祉用具の貸与等が介護給付等の対象となるための助言を行う福祉用具専門相談員の範囲から養成研修修了者を除外することとした。（第四条関係）
2　保険料率の算定に関する基準について、第一号被保険者の区分を原則として六区分から九区分に改め、それぞれの区分ごとに基準額に乗じる割合を定めることとした。（第三八条及び第三九条関係）
二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係
　平成二七年度から平成二九年度までの第一号被保険者負担率を一〇〇分の二八とすることとした。（第五条関係）
三　経過措置
　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
四　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三九八号）（防衛省）

1　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）
2　平成二七年一月一日における昇給の号俸数の特例等について定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政　令

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百八十五号**

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、原子力委員会設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月十六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百八十六号**

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表厚生労働省の項中「三一、六六〇人」を「三一、六九二人」に改め、同表合計の項中「二九六、五六四人」を「二九六、五九六人」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三